

外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行等に関する 実務研究会（第11回）議事概要

- 1 開催日時：平成23年2月28日（月）15：30～17：30
- 2 開催場所：総務省11階会議室
- 3 出席委員：安西委員、櫻井委員代理、妹川委員、大滝委員、荻野委員、佐藤委員、高地委員、竹腰委員、長岡委員、山崎委員
- 4 主な議題：
 - 通称名等の取扱いについて
 - 外国人住民にかかる印鑑登録証明事務の取扱いについて
 - 仮住民票の記載事項について
 - 住民票の氏名の表記について
 - 在留カード・特別永住者証明書の事前交付申請等に係る市町村の事務について
 - 特別永住者証明書に係る市町村の事務について
 - 法務省と市町村とのシステム連携について
- 5 議事の概要：
 - (1) 通称名について（事務局）・・・資料1-①
 - (2) 氏名のカタカナ表記について（事務局）・・・資料1-②
 - (3) 外国人住民に係る印鑑登録証明事務の取扱いについて（事務局）・・・資料2
 - (4) 仮住民票の記載事項と情報入手元（案）について（事務局）・・・資料3
 - (5) 住民票の氏名の表記について（案）（事務局）・・・資料4
 - (6) 在留カード・特別永住者証明書の事前交付申請等に係る市町村の事務について（法務省）・・・資料5
 - (7) 特別永住者証明書に係る市町村の事務について（法務省）・・・資料6
 - (8) 市町村連携仕様・連携インターフェース仕様（異動事由コード追加等）について（法務省）・・・資料7-①
 - (9) 市町村連携仕様・連携インターフェース仕様（ICチップ読取情報ファイルレイアウト）について（法務省）・・・資料7-②

(10) 意見交換等

(通称名について)

- ・ 使用実績の具体的な確認方法については、更に検討する必要があるのではないか。
- ・ 消除された住民票の保存期間が経過することにより、過去の通称名を証明することができない場合が想定されるが、対応を検討する必要があるのではないか。

(仮住民票の記載事項と情報入手元（案）について)

- ・ 仮住民票の「住所を定めた年月日」を空欄にすることについて、施行日後に帰化した場合、実務上問題がないか検討する必要があるのではないか。

以上